

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料のお支払方法と臓器提供に関する意思表示について～

## 保険料のお支払い方法について

- 保険料の納め方は、「年金からのお支払い（特別徴収）」と「納付書・口座振替によるお支払い（普通徴収）」の2つの方法があります。
- ご自分のお支払い方法については、保険料額決定通知書（納入通知書）をご参照ください。

### 特別徴収

**年 金** からのお支払いとなります。

- お手続きの必要はありません。  
・なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。

- 受給している年金額が、年額18万円未満の方
- 介護保険とあわせて保険料が年金支給の半分以上を超える方

※この制度に加入してからおよそ半年間は、年金からのお支払いができません。  
「納入通知書」や「口座振替」でお納めください。

### 普通徴収

**納付書・口座振替** による金融機関でのお支払い。

- 口座振替に切り替わるまで、数ヶ月のお時間が必要となります。

### 保険料のお支払いを「口座振替」に変更できます

- 納付書、年金でお支払いの方は、口座振替に変更することができます。
- 税申告の際、「社会保険料控除」は、保険料をお支払いする方（口座名義人）が受けられます。

お申し出の際には、「本人の保険証、預金通帳、お届け印」が必要です。  
「口座振替」をご希望される方は、住民課税務保険係までお申し出ください。

※「年金」のお支払いから変更できる時期は、申し出の時期により異なります。

## 臓器提供に関する意思表示ができるようになりました

臓器提供は、病気や事故で臓器が機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植して機能を回復させるという医療です。

臓器移植に関する法律の改正により、保険証に「臓器提供意思表示シール」を貼付して、臓器を提供するかしないかの意思表示を行うことができるようになりました。

臓器提供意思表示シールは、各市町村窓口を設置しております。詳しくは、下記までお問い合わせください。

### お 問 い 合 わ せ 先

#### 北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
電話 011-290-5601

#### お住まいの市町村

奥尻町役場 住民課 税務保険係  
電話 2-3406